

## 匿名の権力

— 感染症と憲法 —

江藤祥平

では、この闘いに勝ちきれないものもまた事実である。重要なのは、人権への制約を最小限に留めながらウイルスとの闘いに勝利するという、相反する2つの要求の間に微妙のバランスを実現することである。

そもそも、そこに唯一絶対の正しいバランスの取り方があるわけではない。後知恵でこれがベストなバランスだつたということは言えり、リスクを事前に正確に把握することはできない以上、バランスの取り方は複数ある。しかし、どれだけ不確実性を伴うとしても、そこには正しいバランスがあることを前提に、我々はそれを希求し続けるなければならない。見えない敵への恐怖に屈して、人間性を毀損するのは簡単である。しかし、それでは板に罫に勝利したとしても、そこにはウイルスが蔓延した以上に恐ろしい世界が我々を待ち受けている。およそ憲法学に存在意義があるとすれば、この恐怖に屈することなく、混沌と無秩序の中から、多様性と秩序を回復する道筋を示すことである。

### 2 感染症対策の憲法的基礎

(1) 健康への権利と他者加害

本稿を執筆している6月上旬は、新型コロナウイルスが猛威を擲る真っただ中にある。このウイルスは、すでに世界で600万人以上の感染者を出し、35万人以上の命を奪ったにもかかわらず、その勢いはどどまるところを知らない。日本もその例外ではなく、感染者確認は1万7千人以上、死者は80名を超えており、減少傾向にあるとはいえる予断の許さない状況が続いている。ところで、このように人の死を數値で表すことで、我々の思考はすでにある種の罠に陥っていることを忘れてはならない。その罠は、死者の一人に數えられたその人の人生は、ただ我々に被害の甚大さを伝えただけの存在になり下がっているという点にある。彼や彼女が、いかなる人生を生きて、どういう思いでこの世を去ったのかを、数字は語ることがない。

このようないい思考は、日本憲法13条にある「個人として尊重される」という見方とは強い緊張関係に立つ。個人であることは、その人がかけがえのない存在であることを意味する<sup>1)</sup>。そのためそれがその生き方は、決して死者1名という数値ではない。その勝ち方が問題なのである。

(2) 細妙なバランス

以上に述べてきたことを憲法学の言葉で言い表すなら、感染症対策には「公共の福祉」と「個人の人権」のバランスが求められるという、憲法学ではほぼ、ウイルスの方が人間を数で見ているからである。ウイルスにとってはより多くの人間に寄生することがが自らの生存証明である以上、人間もまた自らを数で把握する患者に陥らざるを得ないのである。

しかし、このように人間を数字で把握することで、我々の思考は戦時中のそれに限りなく接近している。しかし他方で、昔が好き勝手に振舞っていた時代が戻ってきてほしいであろう。

では、この闘いに勝ちきれないものもまた事実である。重要なのは、人権への制約を最小限に留めながらウイルスとの闘いに勝利するという、相反する2つの要求の間に微妙のバランスを実現することである。

もつとも、そこに唯一絶対の正しいバランスの取

り方があるわけではない。後知恵でこれがベストなバランスだつたとしても、そこにはウイルスが蔓

延した以上に恐ろしい世界が我々を待ち受けている。およそ憲法学に存在意義があるとすれば、この恐怖に屈することなく、混沌と無秩序の中から、多様性と秩序を回復する道筋を示すことであ

る。もちろん、人間を数で把握することが完全に誤りといふわけではない。見えないウイルスには打ち勝つたためには、数で把握することはあるし、またそれが効果的でもある。しかし、それが必要悪であることを忘れてしまうと、おぞましい事態を引き起こす。実際、ただウイルスを封じ込めるだけなら、人種などお構いなしに一切の人間の動きを止めれば良いだけのことである。しかし、それは人間の多様性を想像するというあたりが問題の上に成り立つやうである。この世の中には人の動きに依存して生きている人が大勢存在する。感染症リスクがゼロの社会は、人間性もゼロの社会だと思ったほうが良い。つまり、我々はただウイルスに勝てば良いわけではない。その勝ち方が問題なのである。

(2) 細妙なバランス

以上に述べてきたことを憲法学の言葉で言い表すなら、感染症対策には「公共の福祉」と「個人の人権」のバランスが求められるという、憲法学ではほぼ、ウイルスの方が人間を数で見ているからである。ウイルスにとってはより多くの人間に寄生することがが自らの生存証明である以上、人間もまた自らを数で把握する患者に陥らざるを得ないのである。

しかし、このように人間を数字で把握すること

があることを前提に、我々はそれを希求し続けなければならぬわけではない。後知恵でこれがベストなバランスだつたとしても、そこにはウイルスが蔓

延した以上に恐ろしい世界が我々を待ち受けている。およそ憲法学に存在意義があるとすれば、この恐怖に屈することなく、混沌と無秩序の中から、多様性と秩序を回復する道筋を示すことであ

る。

この危機原理を理由として国家は強制力を行使することができる解釈もある<sup>2)</sup>。この危機原理を理由として国家は強制力を行使する

ことが認められると解釈される<sup>3)</sup>。

(2) 感染症対策の合憲性の判断基準

このように、国家は一般的に感染症対策の規制権を有するといえるが、一口に感染症といつてもその種類は様々であり、したがってその対策方法も多種多様である。一方で、生命・身体への危険性がそれほど高くないにもかかわらず、行きすぎた措置を実行するなど危険な行為は際限なく拡大するおそれがある。そうなったいためには、危害の可憳性は、観念的・抽象的なものではなく、具体的・現実的なものである必要がある。

3) この時点では検疫専従官に指定する政策が施行されていないかったため、検査や診察等の措置を行うことができなかつた経緯がある(検疫法2条3号参照)。

この危機原理を理由として、歐州人権法第5条1項4号および社会標榜制12条2項6項を参考。

5) 「經濟的・社会的及び文化的権利に関する国際委員会」(社会標榜制)12条2項6項を参考。

6) 感染症の不行使を理由に賠償責任を認めた判例として、最高裁判所平成16年10月15日民集58巻7号106頁(水俣病関西訴訟上告審判決)。

7) ただし、刑法上の身体に対する罪を認めるのは、田園開拓や放逐の觀點からといって難いであろう。

B) See Joseph Raz, *The Morality of Freedom* (Clarendon Press, 1986), at 412-424.

この危機原理を理由として、歐州人権法第5条1項4号および社会標榜制12条2項6項を参考。

5) 「經濟的・社会的及び文化的権利に関する国際委員会」(社会標榜制)12条2項6項を参考。

6) 感染症の不行使を理由に賠償責任を認めた判例として、最高裁判所平成16年10月15日民集58巻7号106頁(水俣病関西訴訟上告審判決)。

7) ただし、刑法上の身体に対する罪を認めるのは、田園開拓や放逐の觀點からといって難いであろう。

B) See Joseph Raz, *The Morality of Freedom* (Clarendon Press, 1986), at 412-424.

この危機原理を理由として、歐州人権法第5条1項4号および社会標榜制12条2項6項を参考。

5) 「經濟的・社会的及び文化的権利に関する国際委員会」(社会標榜制)12条2項6項を参考。

6) 感染症の不行使を理由に賠償責任を認めた判例として、最高裁判所平成16年10月15日民集58巻7号106頁(水俣病関西訴訟上告審判決)。

7) ただし、刑法上の身体に対する罪を認めるのは、田園開拓や放逐の觀點からといって難いであろう。

B) See Joseph Raz, *The Morality of Freedom* (Clarendon Press, 1986), at 412-424.

この危機原理を理由として、歐州人権法第5条1項4号および社会標榜制12条2項6項を参考。

5) 「經濟的・社会的及び文化的権利に関する国際委員会」(社会標榜制)12条2項6項を参考。

6) 感染症の不行使を理由に賠償責任を認めた判例として、最高裁判所平成16年10月15日民集58巻7号106頁(水俣病関西訴訟上告審判決)。

7) ただし、刑法上の身体に対する罪を認めるのは、田園開拓や放逐の觀點からといって難いであろう。

B) See Joseph Raz, *The Morality of Freedom* (Clarendon Press, 1986), at 412-424.

この危機原理を理由として、歐州人権法第5条1項4号および社会標榜制12条2項6項を参考。

5) 「經濟的・社会的及び文化的権利に関する国際委員会」(社会標榜制)12条2項6項を参考。

6) 感染症の不行使を理由に賠償責任を認めた判例として、最高裁判所平成16年10月15日民集58巻7号106頁(水俣病関西訴訟上告審判決)。

7) ただし、刑法上の身体に対する罪を認めるのは、田園開拓や放逐の觀點からといって難いであろう。

B) See Joseph Raz, *The Morality of Freedom* (Clarendon Press, 1986), at 412-424.

この危機原理を理由として、歐州人権法第5条1項4号および社会標榜制12条2項6項を参考。

5) 「經濟的・社会的及び文化的権利に関する国際委員会」(社会標榜制)12条2項6項を参考。

6) 感染症の不行使を理由に賠償責任を認めた判例として、最高裁判所平成16年10月15日民集58巻7号106頁(水俣病関西訴訟上告審判決)。

7) ただし、刑法上の身体に対する罪を認めるのは、田園開拓や放逐の觀點からといって難いであろう。

B) See Joseph Raz, *The Morality of Freedom* (Clarendon Press, 1986), at 412-424.

この危機原理を理由として、歐州人権法第5条1項4号および社会標榜制12条2項6項を参考。

5) 「經濟的・社会的及び文化的権利に関する国際委員会」(社会標榜制)12条2項6項を参考。

6) 感染症の不行使を理由に賠償責任を認めた判例として、最高裁判所平成16年10月15日民集58巻7号106頁(水俣病関西訴訟上告審判決)。

7) ただし、刑法上の身体に対する罪を認めるのは、田園開拓や放逐の觀點からといって難いであろう。

B) See Joseph Raz, *The Morality of Freedom* (Clarendon Press, 1986), at 412-424.

この危機原理を理由として、歐州人権法第5条1項4号および社会標榜制12条2項6項を参考。

5) 「經濟的・社会的及び文化的権利に関する国際委員会」(社会標榜制)12条2項6項を参考。

6) 感染症の不行使を理由に賠償責任を認めた判例として、最高裁判所平成16年10月15日民集58巻7号106頁(水俣病関西訴訟上告審判決)。

7) ただし、刑法上の身体に対する罪を認めるのは、田園開拓や放逐の觀點からといって難いであろう。

B) See Joseph Raz, *The Morality of Freedom* (Clarendon Press, 1986), at 412-424.

この危機原理を理由として、歐州人権法第5条1項4号および社会標榜制12条2項6項を参考。

5) 「經濟的・社会的及び文化的権利に関する国際委員会」(社会標榜制)12条2項6項を参考。

6) 感染症の不行使を理由に賠償責任を認めた判例として、最高裁判所平成16年10月15日民集58巻7号106頁(水俣病関西訴訟上告審判決)。

7) ただし、刑法上の身体に対する罪を認めるのは、田園開拓や放逐の觀點からといって難いであろう。

B) See Joseph Raz, *The Morality of Freedom* (Clarendon Press, 1986), at 412-424.

この危機原理を理由として、歐州人権法第5条1項4号および社会標榜制12条2項6項を参考。

5) 「經濟的・社会的及び文化的権利に関する国際委員会」(社会標榜制)12条2項6項を参考。

6) 感染症の不行使を理由に賠償責任を認めた判例として、最高裁判所平成16年10月15日民集58巻7号106頁(水俣病関西訴訟上告審判決)。

7) ただし、刑法上の身体に対する罪を認めるのは、田園開拓や放逐の觀點からといって難いであろう。

B) See Joseph Raz, *The Morality of Freedom* (Clarendon Press, 1986), at 412-424.

この危機原理を理由として、歐州人権法第5条1項4号および社会標榜制12条2項6項を参考。

5) 「經濟的・社会的及び文化的権利に関する国際委員会」(社会標榜制)12条2項6項を参考。

6) 感染症の不行使を理由に賠償責任を認めた判例として、最高裁判所平成16年10月15日民集58巻7号106頁(水俣病関西訴訟上告審判決)。

7) ただし、刑法上の身体に対する罪を認めるのは、田園開拓や放逐の觀點からといって難いであろう。

B) See Joseph Raz, *The Morality of Freedom* (Clarendon Press, 1986), at 412-424.

この危機原理を理由として、歐州人権法第5条1項4号および社会標榜制12条2項6項を参考。

5) 「經濟的・社会的及び文化的権利に関する国際委員会」(社会標榜制)12条2項6項を参考。

6) 感染症の不行使を理由に賠償責任を認めた判例として、最高裁判所平成16年10月15日民集58巻7号106頁(水俣病関西訴訟上告審判決)。

7) ただし、刑法上の身体に対する罪を認めるのは、田園開拓や放逐の觀點からといって難いであろう。

B) See Joseph Raz, *The Morality of Freedom* (Clarendon Press, 1986), at 412-424.

この危機原理を理由として、歐州人権法第5条1項4号および社会標榜制12条2項6項を参考。

5) 「經濟的・社会的及び文化的権利に関する国際委員会」(社会標榜制)12条2項6項を参考。

6) 感染症の不行使を理由に賠償責任を認めた判例として、最高裁判所平成16年10月15日民集58巻7号106頁(水俣病関西訴訟上告審判決)。

7) ただし、刑法上の身体に対する罪を認めるのは、田園開拓や放逐の觀點からといって難いであろう。

B) See Joseph Raz, *The Morality of Freedom* (Clarendon Press, 1986), at 412-424.

この危機原理を理由として、歐州人権法第5条1項4号および社会標榜制12条2項6項を参考。

5) 「經濟的・社会的及び文化的権利に関する国際委員会」(社会標榜制)12条2項6項を参考。

6) 感染症の不行使を理由に賠償責任を認めた判例として、最高裁判所平成16年10月15日民集58巻7号106頁(水俣病関西訴訟上告審判決)。

7) ただし、刑法上の身体に対する罪を認めるのは、田園開拓や放逐の觀點からといって難いであろう。

B) See Joseph Raz, *The Morality of Freedom* (Clarendon Press, 1986), at 412-424.

この危機原理を理由として、歐州人権法第5条1項4号および社会標榜制12条2項6項を参考。

5) 「經濟的・社会的及び文化的権利に関する国際委員会」(社会標榜制)12条2項6項を参考。

6) 感染症の不行使を理由に賠償責任を認めた判例として、最高裁判所平成16年10月15日民集58巻7号106頁(水俣病関西訴訟上告審判決)。

7) ただし、刑法上の身体に対する罪を認めるのは、田園開拓や放逐の觀點からといって難いであろう。

B) See Joseph Raz, *The Morality of Freedom* (Clarendon Press, 1986), at 412-424.

この危機原理を理由として、歐州人権法第5条1項4号および社会標榜制12条2項6項を参考。

5) 「經濟的・社会的及び文化的権利に関する国際委員会」(社会標榜制)12条2項6項を参考。

6) 感染症の不行使を理由に賠償責任を認めた判例として、最高裁判所平成16年10月15日民集58巻7号106頁(水俣病関西訴訟上告審判決)。

7) ただし、刑法上の身体に対する罪を認めるのは、田園開拓や放逐の觀點からといって難いであろう。

B) See Joseph Raz, *The Morality of Freedom* (Clarendon Press, 1986), at 412-424.

この危機原理を理由として、歐州人権法第5条1項4号および社会標榜制12条2項6項を参考。

5) 「經濟的・社会的及び文化的権利に関する国際委員会」(社会標榜制)12条2項6項を参考。

6) 感染症の不行使を理由に賠償責任を認めた判例として、最高裁判所平成16年10月15日民集58巻7号106頁(水俣病関西訴訟上告審判決)。

7) ただし、刑法上の身体に対する罪を認めるのは、田園開拓や放逐の觀點からといって難いであろう。

B) See Joseph Raz, *The Morality of Freedom* (Clarendon Press, 1986), at 412-424.

この危機原理を理由として、歐州人権法第5条1項4号および社会標榜制12条2項6項を参考。

5) 「經濟的・社会的及び文化的権利に関する国際委員会」(社会標榜制)12条2項6項を参考。

6) 感染症の不行使を理由に賠償責任を認めた判例として、最高裁判所平成16年10月15日民集58巻7号106頁(水俣病関西訴訟上告審判決)。

7) ただし、刑法上の身体に対する罪を認めるのは、田園開拓や放逐の觀點からといって難いであろう。

B) See Joseph Raz, *The Morality of Freedom* (Clarendon Press, 1986), at 412-424.

この危機原理を理由として、歐州人権法第5条1項4号および社会標榜制12条2項6項を参考。

5) 「經濟的・社会的及び文化的権利に関する国際委員会」(社会標榜制)12条2項6項を参考。

6) 感染症の不行使を理由に賠償責任を認めた判例として、最高裁判所平成16年10月15日民集58巻7号106頁(水俣病関西訴訟上告審判決)。

7) ただし、刑法上の身体に対する罪を認めるのは、田園開拓や放逐の觀點からといって難いであろう。

B) See Joseph Raz, *The Morality of Freedom* (Clarendon Press, 1986), at 412-424.

この危機原理を理由として、歐州人権法第5条1項4号および社会標榜制12条2項6項を参考。

5) 「經濟的・社会的及び文化的権利に関する国際委員会」(社会標榜制)12条2項6項を参考。

6) 感染症の不行使を理由に賠償責任を認めた判例として、最高裁判所平成16年10月15日民集58巻7号106頁(水俣病関西訴訟上告審判決)。

7) ただし、刑法上の身体に対する罪を認めるのは、田園開拓や放逐の觀點からといって難いであろう。

B) See Joseph Raz, *The Morality of Freedom* (Clarendon Press, 1986), at 412-424.

この危機原理を理由として、歐州人権法第5条1項4号および社会標榜制12条2項6項を参考。

5) 「經濟的・社会的及び文化的権利に関する国際委員会」(社会標榜制)12条2項6項を参考。

6) 感染症の不行使を理由に賠償責任を認めた判例として、最高裁判所平成16年10月15日民集58巻7号106頁(水俣病関西訴訟上告審判決)。

7) ただし、刑法上の身体に対する罪を認めるのは、田園開拓や放逐の觀點からといって難いであろう。

B) See Joseph Raz, *The Morality of Freedom* (Clarendon Press, 1986), at 412-424.

この危機原理を理由として、歐州人権法第5条1項4号および社会標榜制12条2項6項を参考。

5) 「經濟的・社会的及び文化的権利に関する国際委員会」(社会標榜制)12条2項6項を参考。

6) 感染症の不行使を理由に賠償責任を認めた判例として、最高裁判所平成16年10月15日民集58巻7号106頁(水俣病関西訴訟上告審判決)。

7) ただし、刑法上の身体に対する罪を認めるのは、田園開拓や放逐の觀點からといって難いであろう。

B) See Joseph Raz, *The Morality of Freedom* (Clarendon Press, 1986), at 412-424.

この危機原理を理由として、歐州人権法第5条1項4号および社会標榜制12条2項6項を参考。

5) 「經濟的・社会的及び文化的権利に関する国際委員会」(社会標榜制)12条2項6項を参考。

6) 感染症の不行使を理由に賠償責任を認めた判例として、最高裁判所平成16年10月15日民集58巻7号106頁(水俣病関西訴訟上告審判決)。

7) ただし、刑法上の身体に対する罪を認めるのは、田園開拓や放逐の觀點からといって難いであろう。

B) See Joseph Raz, *The Morality of Freedom* (Clarendon Press, 1986), at 412-424.

この危機原理を理由として、歐州人権法第5条1項4号および社会標榜制12条2項6項を参考。

5) 「經濟的・社会的及び文化的

する際の基本は、「シーケンス」を述べた国際指針である「シーケンス・アンド・ラクサ原論（1986年）」にも沿う。同指針は、公衆衛生を守るために人権制約が合法とされる条件として、より制限でない他の手段が存在しないこととを要求するLRRAの原則、制限の程度は目的に比例したものでなければならないとする比例原則を採用し、さらには人権制限の必要性の評価は客観的な考慮に基づくことを求めており、十分な根拠なく人権制約することを厳しく戒めている。

染症の患者に対する差別や偏見が原因で、科学的相撲を欠く中で強制的な隔離が実施された過去があることを忘れてはならない<sup>19)</sup>。過ちを繰り返さないためにも、いかなる要件の下で外出禁上令が許されのか、その禁止を一律に及ぼすべきか、禁錮の代償をどうするのかなど、憲法上の論点を一つひとつ丁寧にクリアする必要がある。

大規模な行動制限・集会禁止措置の合意性

世界の文化

（1）ロットンブノの問題  
今回の強制労働策として、フランスやアメリカなどは、強制労働を背景や商業停止命令で、商業停止令が採られた。その目的は、人の移動を可能なく規制することである。感染拡大の防止を図ることに成功する一方で、感染拡大の防止を図ることに失敗する。

る。このような措置は感染拡大を防止する上で有効であるが(4)、それにより憲法上保障された自由が制約に制約されることになる。その自由の中には、「一般的な行動の自由」(「移動や買い物に行くなどの一般的な行動の自由」)のみならず、「表現の自由」(「表現の自由」)

「営業の自由」も含まれる。このような自由をもって一律に制約することが認められるのかが、  
どう、状況要請・指示(45条2・3項)を直ちに公表(45条  
である。

<sup>6</sup> in the International Covenant on Civil and Political Rights

今回のケースのように手を拭いているうちに取り返しのつかない事態を招くこともある。その感染症に 対していかなる対策を講すべきかは専門家の間でも意見の分がれる難しい判断であり、結果のみをもつて合法・違法を判断することは適当ではない。

この点で本邦の感染症予防法（感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律）を見ると、感染症患者に分類した上で、それぞれが一定の危険度に応じた対策を探るものとしており、感染症のリスクと人権保護とのバランスを図ろうと苦心した形跡がうかがわれる。中でも、「感染症の患者等に対するいわゆる差別や偏見が存在した」という事実を重く受け止め、「これまでの感染症の予防に関する施策を抜本的に見直す」と記された同法の前文には、歴史的な負の遺産を教訓とする強い警鐘が示されている。

その感染症予防法は強制力を伴う主な措置として、就業制限、入院の勧告・措置、検査採取を規定しており、また水際阻止を目的とする検査法は、隔離、待留、検査を想定している。いずれも国民の行動の危険度に応じてこれらの措置を取ることが憲法上正当化されることは間違いない。さらに今回のケースでは「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下、特措法）に基づき、生活用水の使用制限、建物の立入り制限・封鎖、交通の制限、発生・実施する措置の公表<sup>1)</sup>、健康状態の報告、外出自粛等の要請も認められるに至ったが、これらの中止も場面に

問題は、ある具体的な指標が憲法上正当化されるべきかどうかを見極めるその基準である。判断の考え方からすると、基本的には、原則により優越される基本的人権の重要性と、指標がなされない場合に侵害が生じて正當化されうることは間違いない。

の発生の危険性の程度等を考量して決められることになる<sup>10)</sup>。もともと、人情の重要性や制限の程度如何によつては、単純な比較考量ではなく、明らかに差し迫った危険の発生が具体的に予見されることによって、手続よりも制限でない手続は存在しない

9) ただし、特措法の公表は事業上の制限として機能すること。  
 4項) およびつける町会の立て付けは、比併原則の範囲から除外する。  
 10) 最大判明平成4年7月1日民基16巻5号437頁(成田新左衛門)  
 11) 最判平成7年3月7日民基49巻3号827頁(東住研市民会)  
 12) Siratus Principles on the Limitation and Derogation of  
 Annex, UND Doc E/CN.4/1985/4 (1984).  
 13) 今回の専門知識の問題点については、井上達夫「コロナ

もっとも、デジタル技術の発展のおかげで、インターネットがあれは我々外出しなくとも表現をやり取りできるようになつた。実際、私たちは自宅にいながら、メール、SNS、動画を駆使して、現実と遜色ない程度のコミュニケーションを行うことができる。これは政治的言論についても同様であり、実際に今回の外出自粛の中でも、検察庁は改正法案や定額給付金の面分の在り方にについてインターネット上で批判の声が上がり、それが政策形成に一定の影響を及ぼしたかのようにみえる。このように外出禁止においても有効的な表現手段が開かれていることを見れば、大規模な行動制限を通常の内容で規制と同様に扱って良いように思われる。

しかし、表現の自由には、デジタル空間では汲み尽くすことのできない面影がある。それが「身体性」である。一般に、表現の自由は精神的自由の一

ことが許されないのかといえば、そうではない。例えば、災害対策基本法63条は、災害の危険が切迫している場合において、避難勧告や指示に加えて、警報にて必要であれば、罰則付きで行動の自由を大幅に制限することで、立ち入り制限・禁止、又は退去を命ぜることができるとしている<sup>15)</sup>。これは「人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要」とあれば、罰則付きで行動の自由を大幅に制限するとしており、その高度の必要性からして、両者の合憲性は否定し難い。事業、同様の規制は他の個別法においても見られる<sup>16)</sup>。

以上を踏まえれば、感染症のケースでも、上記の場合に類する危険が想定される場合には、大規模な行動制限措置をすることに憲法上の支障はないものと解釈される。新型コロナウイルスのように感染力が非常に強い感染症の場合、外出禁止措置には有効な手法だろう。しかし、同時にこれが国では、感

染症の患者等に対する差別や偏見が原因で、科学的相対を欠く中で強制的な隔離が実施された過去があることを忘れてはならない。過ちを繰り返さないためにも、いかなる要件の下で外出禁止が許されのか、その禁止を一律に及ぼすべきか、禁止の代償はどうするのかなど、憲法上の論点を一つひとつ丁寧にクリアする必要がある。

デジタルな世界でも共現前の感覚が皆無というわけ

(2) 表現の自由の場合—共現前と身体そこで、まず問題になるのが、大規模な行動制限が「表現の自由」特に「集会の自由」に対してもたらすインパクトである。一般に、今回のようないわゆる目的の制約の場合、表現内容に中立的であり、思想の自由市場への伝達効果を歪めるおそれはない。集会の自由の意義は、まさにこの身体性にある。<sup>20)</sup>人々が現実に集うことにより生まれる場の磁力には驚くべきものがある。この間、世界各地で見

ではないが<sup>19)</sup>、他人の身体に触れて触られるといふ関係が原則的に否定されているところでは、コミュニケーションはどこか軽いものなどならざるをえない。

14) アメリカでのロックダウンが1週間早く実施されていたなら、実際の死者数は約55%以上を占め得たことされている。(Pei, Sen &

Kandula, Sasiikan & Shanann, Jeffrey (2020). Differential Effects of Intervention Timing on COVID-19 spread in the United States. medRxiv, the preprint server for health sciences. 10.1101/2020.05.15.2013655.

15) 違反に対するは、十万円以下の罰金又は罰金が科される。(同116条)。なお、原子力緊急事態宣言について、原子力災害が発生する可能性に對しては、2種類ある。

16) 治療法23条の2・28条、武力攻撃事態をにおける国民の保護のための措置に関する法律114号等。

17) 国のソシエン疾疫防の効果性を認めめた面的感染拡大として、熊本県で実施した5月11日から748日と30日。

18) M・ノ・クロ＝ボンティ（優待精神・木本元郎）「行動の構造（上下）」（みす夢房、2014年）。

19) この現前（present）の姿勢は、例えばオンライン国連会議は是非とも開催する（ITオンライン国連会議）はありか、なしが（東京新聞2020年5月10日配信）における主張である。

20) これらだけデジタルな技術が発展しなにも関わらず、なおお年寄のラジオでやがては出かけるのは、その一回限りの共時的現象に限

14) アメリカでのロックダウンが1週間く実施されたいたら、実際の死者数の55%以上を超過できたとされている (Pet, Sen & Srinivasan, 2020). つまり、現状の感染者数が55%以上を超過する事で、実際の死者数が増加する可能性がある。

Kandula, Sashkiran & Shamaan, Jeffrey. (2020). DILEMMAS OF THE VEHICLE

medRxiv, the preprint server for health sciences. 10 JULY 2020 DOI: 10.1101/2020.05.13.20103833; this version posted July 10, 2020. The copyright holder for this preprint (which was not certified by peer review) is the author/funder, who has granted medRxiv a license to display the preprint in perpetuity. It is made available under a CC-BY-NC-ND 4.0 International license.

列指圖共28張，2項參照。

16) 第55条第23項の2・28条、民法第2条が該当する場合に該当する。

17) 国のハンセン病政策の畜産性を踏めた批判をこうして、日本社会が抱くべき問題であることを強調する。

18) M・メルロー＝ポンティエ「恋愛解説」(正房、2016年)。

電子版2020年5月10日配信）における共同当事者・長谷川豊と河原宣（著者）

20) これだけデジタルな技術が発展したにも関わらず、なぜ音楽の音質が一回限り

りないヒューマニズムを見出しているからである。

られたサレント・デモはそのことを推進に物語る。十分な防具を与えるには費用がかかる。医療従事者が、一言も保ることなく、ただそこには集うことだけで発せられる無言の威力は、この身体性を抜きにしては決して語ることができない。そして、集会結社の自由をその規模の大小関係なく一律に規制することには違憲性の疑いがあり、その規制がやむにやまぬ利益に奉公し、手段が必要最小限であることが示されない限り、当該会との関係では違憲の措置というべきである。

### (3) 経済的自由の場合—経済か、生命か。

次に問題となるのが、事業者に対する営業停止措置が経済的自由に対するインパクトである。この点、セオリー通りなら、二重の基準により、営業の自由に対する制約は広範に認められるはずだが、そういう簡単には割り切ることはできない。なぜなら、経済を長期間にわたって止めれば、事業者は既に追い込まれ、失業者が増加し、多くの人の「最低限度の生活を営む権利」(憲法25条1項)すら喪失されかねないからである。人命よりも經濟をどう評価されかねないからである。

うど冷たく聞こえるかもしれないが、事業、我々が生きていく上で経済活動は不可欠である。もっとも、そのことを踏まえた上でなお、営業停止措置を探るのが妥当な場面はありうる。その時に生じる問題が、補償の要否である。この点もセオリー通りなら、消極目的であることから、憲法25条3項の対象が広く一般的であることから、その対象とする補償は不要といふことになる。しかし、ここでも差別や規制によっては「最低限度の生活」を割り込む危険があることから問題であれば、たとえその政策が結果として多くの人命を救い出せることとしても、それを人権制限の度合いが低い手段一概に位置付けることはできないであろう。

これと関連する問題は、憲法では防護権の強制の是非として論じられてきた。予防接種もまた集団免疫の獲得を目指しているが、ある特定の個人に強制は認められないにしても、国家には市場の公正な競争秩序を保つために必要な限度で補償を行う客觀法上の義務が課されているべきである。しかし、国家が営業補償を実施したとしても、國家の財源には限りがある以上、営業に追込まれる事業者は必ず出てくる。これを仕方がない犠牲として割り切るかどうかは、感染症の危険度によっても変わってくるであろう。例えば、エボラ出血熱のよう

に致死率が高い、この場合は、完全に制圧する必要性が高いことからやむを得ない制約といふようが、季節性インフルエンザのように感染力は強いが致死率は低いという場合は、犠牲を甘受しつつ集団免疫の犠牲を目指すという途も開けるから、そもそも営業停止の措置は認められないとも考えられる。

#### (4) 集団免疫の犠牲と個人の尊厳

優秀なのが、今回のケースのように感染率も死亡率もそこそこ高い感染症の場合である。この場合に完全制圧と集団免疫のどちらに引きつけて考えるかは難しい問題である。この点でスウェーデンは、必ずしも集団免疫の獲得を目指したものではなく、高齢者に犠牲が集中するようないとしつつも、経済活動を停止させることなく、自発的な社会的隔離の実践を通じて終息を目指そうとしている。もし、この対策を取ることが合理的であるなら、営業停止よりも制限的でない他の手段(LRA)が存在することになるため、大規模な営業停止措置は憲法違反とされる余地が出てくる。

このスウェーデンモデルを憲法との関連でどう評価するかは難しい。経済活動を止めないとなると、短期的には感染者数・死者数の増加幅はロックダウンに比して大きくなる。そのこと自体は長期戦を見据えたときに織り込み済みの特性といえようが、問題は今回のケースの場合その犠牲が重症化しやすい高齢者に不可逆的に集中する点にある。このように特に特定個人に対する強制が社会的犠牲を受忍させる政策を探ることこそ、憲法上の問題はないのか。もしそれを相対とする補償は不要といふことになる。しかしながら、憲法上の問題はないのか。もしそれを相対する補償は不要といふことになると、それはが個人の尊厳や権利によっては「最低限度の生活」を割り込む危険があることから問題であれば、たとえその政策が結果として多くの人命を救い出せることとしても、それを人権制限の度合いが低い手段一概に位置付けることはできないであろう。

これと関連する問題は、憲法では防護権の強制の是非として論じられてきた。予防接種もまた集団免疫の獲得を目指しているが、ある特定の個人に対する強制を実現するには、その強制が認められるのかが問題としてきた。この点で裁判例の中には、「個人の尊厳の確立を基本原理

としている憲法秩序上、定個人に対し生命ないしそれに匹敵するような重大な健康被害を忍受させることはできない」としつつも、予防接種の「樹度全体としては、これを適法かつ合憲と評価すべき」と述べるものがある<sup>21)</sup>。同時に法の一撃はさらと進んで、特定個人に対する健康被害についても損傷補償(適法行為)のアナロジーで対応しようとしている。

以上を踏まえると、特定個人の重大な犠牲の上に成り立つ政策であっても合憲とされる余地は否定されないが、新型コロナウイルスのように、死亡リスクが低い上に、高齢者に犠牲が集中するような場合、合憲へのハードルは相当に高いとみられる。まず前提条件として、政府は国民に対して、その政策を採用することを明確にし、それに伴うリスクを明確に説明する必要がある<sup>22)</sup>。その上で、高齢者によるリスクが偏ることが具体的に予見される以上、政府は医療資源を集中的に投下して、そのリスクをできるだけ抑へ込み努力をする必要がある。かかる努力を怠って多大な犠牲を生んだ場合には、政府の行為は平等原則(憲法14条)に反するというべきである。

## 4 「緊急事態宣言」の憲法的課題

### (1) 必要性は法を破る

2020年4月7日、特措法に基づき緊急事態宣言が7都府県に発令され、16日全国へと拡大された。これにより、外出自粛要請(同45条1項)や施設利用停止等の協力要請(同42条9項、45条2・3項)は当たらないと理解の下、州レベルの災害防護法で対策をするにとどまる。また、フランス憲法にも緊急事態条項はあるが<sup>23)</sup>、過去に一度しか実動されたことはなく、今回のケースでも法律レベルの緊急事態法で対策するにとどまる。このように、憲法上の緊急事態が明確かつ限定的な要件の下でのみ認められているのは、それが立憲主義と矛盾しない限りのラインだからである。しかも、ドイツやフランスの場合には、憲法裁判所に乘じて自己の政策アジェンダを推し進めるものに乗じて、「火事場泥棒」(木村草太)とも評されている。

### (2) 憲法上の緊急事態条項

もども立憲主義に反するわけではない。緊急事態条項そのものは、例えばドイツやフランスの憲法においても設けられている。しかし、その発動要件は明確かつ厳格であり、極めて例外的な場合に限定されている。今回のケースについても、ドイツは内政的緊急事態<sup>24)</sup>には当たらないと理解の下、州レベルの災害防護法で対策をするにとどまる。また、フランス憲法にも緊急事態条項はあるが<sup>25)</sup>、過去に一度しか実動されたことはなく、今回のケースでも法律レベルの緊急事態法で対策するにとどまる。このように、憲法上の緊急事態が明確かつ限定的な要件の下でのみ認められているのは、それが立憲主義と矛盾しない限りのラインだからである。しかも、ドイツやフランスの場合には、憲法裁判所に立考え方に支えられているからである。とはいえ、緊急事態といふのは現に生じるし、その時に平時とは異なる取り扱いが必要となりうることとは立憲主義も否定しない<sup>26)</sup>。しかしながら、この

21) それは健康運行の自由が人格的価値と深く連携を有すること、満喫目的ならIRUが要求されるという憲法判決(最大判決和50頁)。

22) 最大判決和3年11月27日刑釋22巻1002頁(元)に対する見方である(園田与洋『戦争と構争』)。

23) これは「營業の自由」を「人権」ではなく「公序」とする見方である(園田与洋『戦争と構争』)。

24) 緊急イノフルエンザの早期検査試験は国際化で推進が100万人程度、そのうち結核死亡遺伝子を用いて検討される研究所に看護師は約1万人程度とみられる(<https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC101039/>)。

25) 新型コロナウイルスの致死率は、現在のところ0.7%から0.8%程度とみられるが、10%を越えるもありまだ不確定である(下記ウェブサイトに載づく調べ:<https://surveillanceinstitute.org/mortality/riskcord/>)。

26) スウェーデンにおける死者の実に8割を超える人々が70代以上の高齢者である(前掲25)におけるウェブサイトに基づく調査結果にさきされ、憲法上の公權力の正當な運営が妨げられた場合である(第5共判憲法1号)。

27) 東京高等裁判所平成4年12月18日判例1445号3頁。その流れを受けて、1994年の改正予防接種法では「義務接種」から「努力接種」へと改められた。

28) 米法人「森林保育院」の法的ガバナンスと専門家の役割」本誌57巻7号(2020年)、2頁の指摘参照。

29) 憲法学者では有名な「明白かつ現在の危険」のテストも、同時ににおける例外措置を正当化する論理として生まれた背景がある(Schlesinger v. United States, 249 U.S. 47 (1919))。

30) 詳しくは、米国部曲男・石田勇治「緊急事態の対応とDRIにおける立憲主義」『憲法研究』タイムズ2020年5月号別冊付録。

31) 刑罰法典「コロナウイルスへの加害による立憲主義」『憲法研究』タイムズ2020年5月号別冊付録。

32) 刑内の緊急事態の立法の立憲主義に対する差し迫った危険性を防止する場合である(ボン基本法1条)。

33) 非常事態措置の適用が可能になるのは、「其即時の情勢並びにその自由を民主的な基本秩序に対する差し迫った危険性が重大かつ切迫した」。

して、自民党が憲法改正草案（平成24年4月27日）で提案する緊急事態条項は、その要件が緩やかであり、権力濫用のおそれがあるとして懸念している。肝心の裁判所も、統治行為や行政執務論に依拠して判断を回避しがちであり、権力分立の抑制と均衡がおよそ動かないおそれがある。

もし政府が今回の感染症対策で十分に身動きが取れなかつたと感じているなら、その原因は憲法に緊急事態条項がなかったためではない。普段から緊急時に備えて実効的な感染症対策のガバナンスを法律レベルで整えていかなければならぬ。もちろん、予期せぬ緊急事態は必ず生じうるから、政府や行政にある程度の継続性を与えておくことは必要である。しかし、個別法に基づく緊急事態であれば、具体的な法の仕組みを設けることによって、議会や裁判所による事前・事後のコントロールを及ぼすことができる。それをやろうともしないで、緊急事態条項を設けて自由に行なうべきだ。

## 5. 自衛と自己決定——「一望監視システム」<sup>34)</sup>

(1) 自衛は憲法問題なのか

ロックダウンを行う諸外国の感染防止対策と比較すると、今回の日本の対策の中心は「自衛」を主張するものにすぎず、憲法上さほど深刻な問題は生じないようにもみえる。といふのも、自衛は最終的な判断を個人の自己決定に任せるものであり、個人の自由への制約をそもそも観念しないからである。それが自衛は自発的な自由意志に基づいて行われる点で、憲法学が夙に説いてきた人格的自律に合致するものとして、むしろ歓迎すべき事態といえようである。しかし現実には、この自衛をめぐり様々な難しい問題が生じている。

その一つが「自衛警察」とも呼ばれる私人が私人を互いに監視する現象である。公園で遊ぶ子どもを見守り、営業を自衛しない店舗に詰跡中情したりと、自衛を強要する様な事が各地で取り沙汰されている。また、感染者に対しては、自衛という禁止を侵犯した者の自己責任として容赦ない言葉が浴びせられている。イタリアやアメリカでは感染症の死者が生前の物語とともに紹介されるのは対

照的に、日本、諸が匿名のまま伏せられることも、自衛が自己決定ではなく共同体における「関係性の権力」<sup>35)</sup>として機能していることを語る。これは公権力自らによる警察作用ではないため、憲法の守備範囲外かといえばそうではない。本来は、自己決定の帰結であるはずの自衛が、関係性の権力に呑み込まれていること自体、それが憲法13条にいいう個人の尊厳ではなく、尊厳と引き換に差し出された共同体への従属であることを示している。そして、それが要請どはいえ公権力のお墨付きである以上、自警警察は自衛を破る人々に対する正義の終末を下すであろう。そこに政府言論のmediumとして私人が媒介されていると見れば、これは正しく憲法問題となる。<sup>36)</sup>

(2) 自衛と立憲主義

とはいっても、自衛の要請は強制力の行使と比較すれば、よりソフトな統治手法ではあることもまたしかである。しかし、提问方次第では、むしろ自衛要請の方が立憲主義に沿わない帰結をもたらす可能性がある。

第一に、公権力からすると「自衛」は責任を個人に転嫁できる分、自分の責任逃れの論理として機能するおそれがある。すなはち、強制力を行使すれば、市民命令に従わなかつた場合、個人は國家を相手どつて訴えることができるために、国家権力の限界、すなはち私的の自由の範囲を、裁判の場で決定することができる。これに対して自衛の場合、国家は匿名の権力として背後に隠しているため、市民は國家と直接対話することができず、かえって批判の矛先は自衛を破った当の個人に向かう。もし事業者が営業停止に追い込まれたとしても、それは自衛という選択の結果であるから、営業補償を求めることができないであろう<sup>37)</sup>。

第二に、これは特に日本型共同体に顕著であるが、自衛における行動基準は「世間」の眼となるため、萎縮効果が働いて私的領域が必要以上に侵されるとそれがある。そこでは、外出を控えたり、マスクを付けたりするのは、感染拡大を防止するためというよりは、共同体への順応を示すためである。したがって、特に科学的根拠のないことであっても、共同体が同じ振る舞いをしているというだけで、個

34) 一定規模システム=ハノブティコンは、ベンサムの考へた監獄建築。権力の自動化作用を可能にするこの仕組みに、フーゴーは活動力を置することなく権力關係を巧妙に実現する可能性を見ている（M・フーゴー『監獄の醫生』監訳と処刑』（新潮社、1977年）198頁以下）。

35) 案序書に「『自衛』と『レーネン』としての日本型共同性主義」新潮問題24号（2013年）91頁。

36) ただし、公平・倫理在35）、憲法は既存の既得権益を自衛的措置とするのが憲法という。

37) これは対照的に、福島第一原発事故に伴う避難者による賠償の問題については、「原子力損害賠償支援機構法」に基づき、政府は同機関を通じてこれまでに予期する賠償金を交付している。

人は同じ振る舞いを ようになる。逆にいえば、世間の眼が及ばないどころでは、個人は共同体の規範を破ることにしたる抵触はない<sup>38)</sup>。日頃の鬱憤を晴らすかのように、欲望を引き出しの個人が現れる。いずれにせよ、そこには自分の頭を考えて行動する主体的な個人ほどこにも存在しない。

このように自衛の要請は、國家の責任を曖昧にし、個人の自由を必要以上に萎縮させ、さらに個人の無責任を助長する点で、立憲主義の精神に悖る面がある。ならばいっそのこと、最初から強制力と結びつけた形で感染防止対策を実施する方が、強力な政治的指導性の下で責任ある政策を実施することができるし、無責任な世間の眼に引きずられることがない分だけ、感染症対策としても立憲政治としても実現できる。事実、今回政府は自衛の要請にこだわったために、必要以上に世論の意向に引っ張られた結果、専門家陣などなって政策決定の主旨を失つたようになっている<sup>39)</sup>。

(3) 強制か、自衛か

もつとも、日本の現況を踏まえたときに、強制力に頼るのがベターかどうかは未定かではない。たしかに、國家と個人の対決構造を可視化した方が、責任と自由を主張できることができる点では望ましいが、それは日本の場合には裁判所があつてのことである。それは日本の場合には裁判所においては裁判所が憲法判断に極めて消費的である以上、強力な政治的主導はかえって権威主義を追跡するだけの可能性がある<sup>40)</sup>。実際、今回のケースでは、政府よりもむしろ大衆がより強力な緊急事態宣言を望んでいた節がある。この大衆の動向と政治的権威主義が結びついたとき、そこからファシズムまでの距離はもうそれほど遠くない。つまり、理想をいえば、強制力よりはやはり自衛なのである。しかし、それは権力性を内面化しただけの自衛とは違い、市民としての自己拘束でなければならぬ。それこそが憲法が13条の文脈で述べてきた人格的自律の価値である。しかし、その人格的権利が言説上の虚構に止まるというのなら、当面は一般的の自由路を前進にしつつ、それを制限する國家権力を可視化して、その両者を対決させる方が自

38) これが丸山のいう「匿名の責任能力の非合理的な発達」、すなはち「下克上」へと導がる（丸山眞男「軍國主義」「軍國主義者の精神形態」）。

39) 「現代政治の思想と行動」（東洋社、1966年）所収。

40) 日本よりも感染者・死者数で上回る西ヨーロッパ諸国リーダーたちが新進国支持率を上げたのに対しても、安倍晋三の支持率が低下している現状は、この「自立性を欠いたこと」への不満を示すものとみられる（<https://statista.com/chart/21812/world-leader-support-for-new-years-resolutions/>）。

41) 本稿は、科学研究費補助金・若手研究（20K13322）の研究成果の一部である。

市よりは能動的で、立憲政治に不可欠な市民は生まれきようがないし、立憲政治への信頼も生まれてこない。これが現在の日本型立憲主義の限界である。

6 おわりに

今回の感染症が突きつけたのは、人間は所産消費される存在に過ぎないのかという問いである。外国人を罵り、感染者を罵り、最前线で闘う医療者までを罵り、感染者を罵り、そこにはウィルスと区別されることは正直困難である。しかし、同時にマスクを買えない高齢者のために手作りでマスクを作る中学生の姿や、献身的に医療に従事する者の姿を見るととき、そこには微かではあるが、しかし確かな希望を見いだすことができる。医学に突きつけられた問いは、この希望いかにがバシスへと反映させていくかである<sup>41)</sup>。

（えど・しょうへい 上智大学准教授）

38) これが丸山のいう「匿名の責任能力の非合理的な発達」、すなはち「下克上」へと導がる（丸山眞男「軍國主義」「軍國主義者の精神形態」）。

39) 「現代政治の思想と行動」（東洋社、1966年）所収。

40) 日本よりも感染者・死者数で上回る西ヨーロッパ諸国リーダーたちが新進国支持率を示すものとみられる（<https://statista.com/chart/21812/world-leader-support-for-new-years-resolutions/>）。

41) この点で、宗教団体の自由との関係でロックダウンの判断の是非について憲法判断を示したアメリカの選舉最高裁判所として、South Bay United Pentecostal Church, et al. Applicants v. Gavin Newsom, Governor of California, et al. 590 U.S. — (2020)がある。